

## 第12回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月15日(火) 午前9時30分から10時40分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(21人)

農業委員

1番 埤田 定  
2番 熊野 茂公  
3番 宮内 昭壽  
4番 河村 晴夫  
6番 田村 尚利  
7番 出穂真奈美  
8番 鬼武 敬子  
9番 繁本 武紀  
10番 藤本 準一  
11番 山本 忠男  
12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番 小田 博  
2番 城 俊治  
3番 末岡 博  
4番 國弘 久男  
5番 西村 隆裕  
6番 秋山 孝  
7番 西岡 正信  
8番 弘田 靖  
9番 久保田 等  
10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員

(1人)

5番 小林 勉

農地利用最適化推進委員(0人)

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案 第4号 農地法第5条転用許可の取り消しについて

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは 只今から第12回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、5番 小林 勉 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、1番 埤田 定 委員、2番 熊野 茂公 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

続いて議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は3件でございました。

それでは、別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のありました土地は大字三井地内にある1筆でございます。

地目は田、面積は674㎡の自作地でございます。

譲渡の理由ですが、従前より譲渡人、譲受人の間で利用権を設定し、譲受人が耕作を行っておりました。この春、利用権の解約期間が満了となることに伴い、譲渡人から当該農地の譲渡の申し出があり、譲受人がそれを了承したものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取

得する農地を合わせて、効率的に耕作を行われることが認められると判断いたします。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これも、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人並びに世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えております。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしております。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についても、該当いたしません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては地区担当委員の小林委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

推進2番 ビニールハウスが建っているところだと思うが、一部ビニールハウスにかかっているのですか？

事務局 実際の筆境はビニールハウスの途中で分かれた形となっています。

議長 ほかにございますか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
続いて説明をお願いします。

事務局

それでは、番号2並びに3について、譲受人、並びに取得事由が同一  
ですので、一括してご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号2、3をお開きください。  
議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のありました土地は大字岩田地内にある6筆で、地目は全て田、  
面積は番号2、3併せて11,072㎡です。

番号2の譲渡人は同地区内にお住まいです。譲渡の事由ですが、番号  
2の5筆のうち4筆については従前より利用権を設定し、別に耕作者が  
おられましたが、譲渡人は高齢でもあり、当該農地の今後の取扱いに苦  
慮しておられ、他の1筆と合わせ不動産業者を介し譲渡先を探しておら  
れました。一定規模の農地を取得し新たに果菜、主にバナナと聞いてお  
りますが、これの栽培に取り組みたいと希望する、障害者の就労支援等  
に取り組んでいるNPO法人の職員で、岩田地内に居住する譲受人が、  
買い受けたい旨を申し出られたものです。なお利用権については双方同  
意による解約の申し出がされておりますので問題ございません。

番号3は、譲受人が隣接する遊休地も一体利用したいと考え、所有者  
である譲渡人、こちらは周南市にお住まいです、へ譲り受けたい旨申し  
出たところ、遠方にお住まいで当該農地の管理も行き届かないことから、  
今後有効利用していただけるのならと譲受人の要望を受けられたもので  
ございます。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判  
断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在借  
り受けて耕作している農地は、譲受人が勤務するNPOの事務所から近  
距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事す  
る家族の状況等から見て、今回取得する農地については若干距離はあり  
ますが、繁忙期にパートとして雇用を計画しておられるNPOの利用者  
等については、マイクロバス等による送迎ということで、現在耕作され

ている農地とあわせて効率的に耕作を行われることが可能であると判断いたします。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これも、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人家族等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えております。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、今回取得される農地も含めて本市の下限面積要件である30アールは十分に満たしております。

続いて第6号の「転貸禁止要件」については、該当いたしません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

なお、この件については地区担当委員の熊野委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 熊野委員、補足説明をお願いします。

2番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございませぬか。

推進8番 取得された農地でバナナの栽培に取り組まれる予定とのことですが、あまりこのあたりでは馴染みがない作物ですが、期待が持てそうな感じでしょうか？

事務局 予定ではビニールハウスを建てて中でバナナの栽培をされるとのことですが。一部の新聞やテレビなどで報道されております岡山市で栽培および販売の実績がある方の全面的な協力を仰ぐ形で当該農地での栽培に取

り組むということでした。岡山市での取り組み自体は新しい技術に基づくもので大変話題になっているようでございます。

岡山市で取り組まれている方と譲受人とがご縁があるということで強力な支援を得られるという中での取り組みの予定でございます。譲受人も果菜については全くの新規参入ということでございますので容易でない部分もあるかと思いますが、大きな期待をもっているところでございます。

推進 8 番

岡山市での取組については私も報道を目にしたことがあり、その取り組みに近いものかなと思っていました。この近辺では新しい取り組みがありますが、実績がある方の支援の中での取組ということですので期待したいと思います。

議長

ほかにございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の 2 番は原案のとおり決定いたしました。続いて議案第 1 号の 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の 3 番は原案のとおり決定いたしました。続いて議案第 2 号の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は 1 件でございます。

それでは、別紙「位置図」、第 5 条の番号 1 をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は使用貸借権の設定に伴う転用許可申請となっております

申請者のうち、貸付人は申請地横にお住まいで、借受人は現在柳井市にお住まいの息子さんです。

申請のあった土地は、光市役所大和支所から東北東に約 5 kmの大字塩田地内にある 2 筆で、地目は全て田、面積が合わせて 265 m<sup>2</sup>です。借受人が当該農地を借り受けて自己用住宅 1 棟を建築しようとするものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。本件については、10ha を超える一団の農地内に存在するため、第 1 種にあたります。原則第 1 種農地は許可しないこととなっておりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものについては許可できるとされており、本件はこれにあたります。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等を審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅建築ということであり、特に問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」です。利用権設定がされておりますが、耕作者の承諾は取れており問題ありません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないものと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当いたしません。

次に「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これには該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないこととなっておりますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。



続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。  
説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、西岡委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 西岡委員、補足説明をお願いします。

推進 7 番 今の説明のとおりで特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。  
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

平成 30 年度 4 号です。新規の計画が 7 件、9 筆で面積は 22,829 m<sup>2</sup>、更新が 7 件 11 筆で 14,750 m<sup>2</sup>、合計が 14 件 20 筆で 37,579 m<sup>2</sup>でございます。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして、議案第4号「農地法第5条転用許可の取り消しについて」でございます。それでは、議案の2ページをご覧くださいと思います。

これは、平成28年4月総会でお諮りしたもので、同月28日付けで許可をしたものです。その後、譲受人である光大和森林組合の経営的な理由で事業の見直しがされ、当該農地を取得する必要はないということで、この度許可の取り消しについて申請がなされました。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて報告第2号「非農地証明について」です。

証明願いの件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当委員のほか2名の委員と事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

報告は以上でございます。

議長

只今の報告第1号から第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第12回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年5月15日開催の第12回光市農業委員会総会の議事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印